

「NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業」委託実施要項

平成28年4月12日

文化庁次長決定

1. 趣旨

本事業では、文化財建造物の特殊性により高騰する保存や管理に係る経費の低廉化を図り、所有者や活用者が公開や活用による収入を得ることで、適切な維持管理を持続できる環境を整えていくことを目的とし、活用実践者の立場から考え得る実効性の高い打開策を「自立支援モデル」として委託事業によって実施する。また、本事業の実施及びその成果に基づき、寄付文化の醸成等、NPO等が文化財建造物を残しやすい仕組みづくりを官民の協力により検討していく。この要項において、本事業を委託するに当たり必要な事項を定める。

2. 委託内容

上記「1. 趣旨」に沿った自立支援モデルの提案及び実践に関する事業。

3. 委託先

文化財建造物の保護に関わる活動をしているNPO等であって、本事業の企画・運営業務等を円滑に実施することができる法人格を有した団体等。

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとするNPO等は、別に定める業務計画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合は、当該NPO等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けたNPO等が契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

委託を受けたNPO等が、業務を完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日又は当該委託年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は上記7により提出された委託業務完了報告書並びに委託業務成果報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託を受けたNPO等に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けたNPO等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託したNPO等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、現地調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けたNPO等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。